

後期高齢者医療保険料

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方へ

保険料減免のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方で、次のいずれかに該当すると**保険料が減免されます。**

◆保険料減免の対象となる方◆

1 新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方

⇒ **保険料の全額免除**

2 新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、次の①～③の全てに該当する方

◎世帯の主たる生計維持者に関する条件

- ① 事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のうち、収入の種類ごとにみた令和2年の収入のいずれかが令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- ② 令和元年の所得の合計額が1000万円以下であること
- ③ 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること

⇒ **保険料の一部を減額**

◆保険料減免の対象◆

令和元年度（平成31年度）分・令和2年度分の保険料のうち、納期限が次の期間のもの

◎普通徴収（口座振替・納付書）または特別徴収（年金天引）の納期限

令和2年2月1日から令和3年3月31日まで

◆世帯の主たる生計維持者の収入減少による保険料減免の場合の計算方法◆

減免対象の保険料（ $A \times B / C$ ）に令和元年の所得の合計額に応じた減免割合（ D ）をかけます。

●減免対象の保険料（ $A \times B / C$ ）

- A 対象期間の令和元（2）年度保険料
- B 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和元年の所得の合計額
- C 世帯の主たる生計維持者と世帯の被保険者の所得の合計額

●所得の合計額に応じた減免割合（ D ）

- 主たる生計維持者の令和元年における所得の合計額
- 300万円以下 10分の10
- 400万円以下 10分の8
- 550万円以下 10分の6
- 750万円以下 10分の4
- 1000万円以下 10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止・失業の場合は、令和元年の所得にかかわらず10分の10

【減免額の計算例】75歳以上の夫婦世帯の場合（世帯の主たる生計維持者…夫）

令和2年の夫の事業収入が令和元年よりも30%以上減少する場合

●令和元年の所得 ⇒合計180万円

夫 事業所得	100万円	合計	170万円
年金所得	70万円		
妻 年金所得	10万円		

→令和2年度保険料

夫	147,800円
妻	40,400円
合計	188,200円

◎保険料の減免額（概算）

→世帯の主たる生計維持者の所得 → 減免割合10分の10

夫 $147,800 \text{円} \times (100 \text{万円} / 180 \text{万円}) \times (10 / 10)$

≒82,200円

妻 $40,400 \text{円} \times (100 \text{万円} / 180 \text{万円}) \times (10 / 10)$

≒22,500円

夫減免額 妻減免額 減免額合計

82,200円 + 22,500円 = 104,700円

保険料の減免には、市町村への申請が必要です。

保険料の減免申請の条件や必要な書類などは、お問い合わせください。

お問い合わせ

お住まいの市町村の後期高齢者担当窓口 または 新潟県後期高齢者医療広域連合へ

新潟県後期高齢者医療広域連合 業務課 TEL 025-285-3222

〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館3階